

京 都 大 学 I T 戦 略 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学 IT 戦略委員会要項</b> (平成24年4月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>情報担当の理事</u></p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 情報環境機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(4) 情報部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>(1) <u>情報基盤担当の理事</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学研究者情報整備委員会規程</b> (平成30年5月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>情報担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究担当の理事</p> <p>(3) 部局長 若干名</p> <p>(4) 情報環境機構長</p> <p>(5) 図書館機構長</p> <p>(6) 人事部長</p> <p>(7) 情報部長</p> <p>(8) 研究推進部長</p> <p>(9) 附属図書館事務部長</p> <p>(10) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>情報基盤担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>2～4 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における労働災害等の原因に係る調査等要項</b> (令和2年9月8日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(現場調査の結果報告)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて<u>環境安全保健担当の理事</u>及び総長に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(現場調査の結果報告)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて<u>環境担当の理事</u>及び総長に報告するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成23年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略) (選考等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (後 略)</p>	<p>(選考等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>教育担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p>
<p>京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成25年1月30日総長裁定)</p> <p>(前 略) (選考等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (後 略)</p>	<p>(選考等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>教育担当の理事</u>は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p>
<p>京都大学における留学生コースを履修する外国人留学生に係る入学料の免除に関する規程 (平成27年6月26日総長裁定)</p> <p>(前 略) (選考等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (後 略)</p>	<p>(選考等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>教育担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p> <p>附 則 (令和4年10月総長裁定) この要項は、令和4年10月17日から実施し、令和4年10月1日から適用する。</p>